

令和 6 年 7 月 1 日  
練馬区教育委員会事務局  
こども家庭部  
在宅育児支援担当課

## 「民設子育てのひろば事業運営費助成団体」募集要領

練馬区は、子育てを地域で支え合う仕組みをつくり、子どもが健やかに育つことのできる社会を築いていくことをめざして、平成 18 年度から民設子育てのひろば事業に対する助成を実施しています。また、『第 2 期練馬区子ども・子育て支援事業計画』に基づいて、民設子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して子育てができる環境を整備しています。

そこで、新たに民設子育てのひろば事業運営費助成団体を募集いたします。

区の助成対象となるためには、練馬区民設子育てのひろば事業補助要綱のほか、関係法令を遵守して運営していただくことになります。

なお、運営費を助成する団体については選考により決定します。

### 1 事業の名称

子育てのひろば事業（以下を全て実施すること）

- (1) 子育て家庭の親とその子どもが交流できる場の提供
- (2) 子育てに関する相談、援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育ておよび子育て支援に関する講習の実施
- (5) その他、利用統計および事業報告書の提出等関連業務の実施

### 2 補助額

別紙 1 「練馬区民設子育てのひろば事業補助要綱」のとおり

### 3 事業開始時期および令和 6 年度補助対象期間

- (1) 事業開始時期 令和 6 年 10 月
- (2) 補助対象期間 開設準備開始日から令和 7 年 3 月 31 日まで  
令和 7 年度以降も継続して運営していただきたいと考えています。

### 4 募集施設数（予定）

3 施設

### 5 応募資格

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の団体もしくは株式会社等で、地域社会において子育てを支援する事業を実施する団体であること。

また、運営予定地が石神井・光が丘エリア（ ）であること。

( ) 石神井エリア：〒177 光が丘エリア：〒179

### 6 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、応募できません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者。

- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」(昭和61年4月1日練総経発第394号)による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

## 7 選定の方法

- (1) 提出書類による書類審査、ヒアリングおよび実地調査等により選定します。
- (2) 応募多数の場合には、書類審査による一次審査を行う場合があります。

## 8 評価項目

提出書類の審査、ヒアリングおよび実地調査後、別紙2「評価項目・評価基準」により、評価を行い選定します。

## 9 説明会

事前に下記担当へ連絡のうえ、応募予定の団体は必ずご出席ください。

説明会の参加は、応募の必須条件になります。

- (1) 開催日時 令和6年7月17日(水)午後2時から1時間程度
- (2) 開催場所 子ども家庭支援センター 会議室  
所在地 練馬区豊玉北5-28-3
- (3) 注意事項 駐車場はありませんので、来所の際は公共交通機関をご利用ください。

## 10 応募の手続

- (1) 受付期間 令和6年7月31日(水) 午後4時まで(土日祝祭日を除く)
- (2) 提出書類 別紙3「運営費助成団体応募申請様式集」の様式2「提出書類一覧」により 必要書類を作成し、直接提出してください。(郵送は不可)
- (3) 提出部数 正本1部・副本6部  
提出書類は、様式2「提出書類一覧」の1~14の順にフラットファイルに綴じて、各項目にインデックス(見出し)をつけてください。
- (4) 受付場所 在宅育児支援担当課 育児支援係
- (5) 受付時間 午前9時から午後5時まで(ただし7月31日は午後4時まで)  
提出の際には、必ず前日までに電話にて下記担当へご連絡ください。

## 11 質問・回答

募集に関する質問は別紙4「質問票」に簡潔に記入の上、以下の手順で行ってください。

- (1) 質問期間 令和6年7月1日(月)午前9時から7月12日(金)午後5時まで
- (2) 質問方法 質問書に記載の上、担当部署へメールで提出してください。  
電話による質問には応じられません。  
メール送信後に、下記担当よりメールにて受信した旨をお伝えします。
- (3) 担当部署 在宅育児支援担当課 育児支援係(担当) 清水  
メール [KATEISHIEN06@city.nerima.tokyo.jp](mailto:KATEISHIEN06@city.nerima.tokyo.jp)

(4) 回答方法 質問者名を伏せたうえで、「9 説明会」の際に回答します。

## 12 ヒアリングおよび施設(予定地)実地調査

令和6年8月8日(木)に実施する予定です。

応募団体数が多い場合は、8月8日(木)と8月19日(月)の2日間に分けていずれかの日程で実施します。

## 13 選定結果の通知

令和6年8月下旬(予定)に各応募団体に対し文書(郵送)により通知します。

## 14 選定後の取り扱い

選定後、助成候補が決定を辞退した場合および練馬区から指名停止措置を受けるなどに参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものをも新たに助成候補者として選定することとします。

## 15 情報公開

本件団体選定情報(提出書類を含む)は、練馬区情報公開条例(平成13年10月練馬区条例第61号)に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、本条例に基づき取り扱うものとします。

## 16 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。区の所定の保存年限経過後に廃棄します。
- (3) 書類提出から補助金交付決定までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とします。
- (4) 提出された書類等に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした応募者に対し、指名停止の措置を行うことがあります。
- (5) 提出された書類等に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとします。
- (6) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は応募者が負うものとする。
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めることとします。

## 17 担当・連絡先

在宅育児支援担当課 育児支援係 清水

電話 03-5984-5673

メール KATEISHIEN06@city.nerima.tokyo.jp